

原発事故子ども・被災者支援法に基づく 施策の早期実現を求める院内集会

原発事故子ども・被災者支援法が成立して9か月が経過しました。本法律に基づく具体的な施策については、現在、復興庁にて「基本方針」を作成中ですが、当初予定より大幅に遅れています。そのため、せっかく与野党全会一致で成立したにもかかわらず、いまだ本法律に基づく被害者への支援が始まっていません。

「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」、「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）」及び日本弁護士連合会によって設立した「**原発事故子ども・被災者支援法ネットワーク**」では、この間、東京及び郡山において「原発事故子ども・被災者支援法フォーラム」を開催し、被害者、被害自治体、支援者等の方々の切実な声を集約し、政府や社会に向けて発信してきました。

昨年末、政権交代がありました。これにより本法律の意義が後退するものではないことは、全会一致で成立した経緯を振り返れば明らかです。

そこで、本支援法ネットワークでは、新たに議員になられた方も含め、多くの議員の方々に参加願った上で、改めて本法律の意義を認識願ひ、被害者・支援者等の方々の切実な訴えを聞いていただくために、本院内集会を企画しました。

是非とも多くの皆様にご参加いただけますようお願いいたします。

日時 **2013年1月22日** (火) 午前**11時30分**～午後**1時30分**

場所 **参議院議員会館101会議室** (東京都千代田区永田町2-1-1)

主催 **原発事故子ども・被災者支援法ネットワーク**

内容 ※プログラムは変更される場合があります。

- ・ 支援法をめぐるこれまでの経緯
- ・ 被害者・被災自治体・支援者等からの要望
- ・ 国会議員の発言

-----〈お申込書・切り取り不要〉-----

参加人数確認のため参加を希望される方は、できましたら、下記FAX又はメールアドレスまで事前にご連絡ください(当日参加も可能です)。

[返信先] FAX:03-3580-9957 日本弁護士連合会人権部人権第二課宛て



ふりがな お名前：	
登録番号 (弁護士のみ記入願います)	ご所属先 (議員の方は政党, 弁護士は所属会)

【お問い合わせ】 日本弁護士連合会人権部人権第二課
電話: 03-3580-9956 MAIL jfba-saigai-honbu@nichibenren.or.jp

※ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。